



### 「保険金で住宅修理ができる」 という勧誘にご注意!!

- ・「屋根の雨漏りが火災保険で修理できるので保険申請手続きを代行する」と勧誘され工事を契約。給付保険金の4割が代行手数料として必要だったため、実際に給付された保険金が少なく手数料を払うと修理できない。(60才代 男性)



自己負担なく修理できると勧誘されてもすぐ契約しない。

- 「保険金で自己負担なく住宅修理できるという話だったのに違っていた」「保険手続き代行の費用が必要と後でわかった」などの苦情が寄せられています。
- 保険金が使えるかどうか損害保険会社に相談すること。
- 業者に言われるまま、うその理由で保険金請求することは絶対にやめること。(次頁「相談事例からみる問題点」③参照)
- 不安に思ったりトラブルになったら消費センターに相談する。



くらしの  
安全安心

#### ※損害保険のしくみ

一般的に、火災や自然災害などの一定の偶発の事故によって住宅等に生じた損害に応じて保険金を支払うもの。経年劣化による住宅の損害は対象外になる。

少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を!

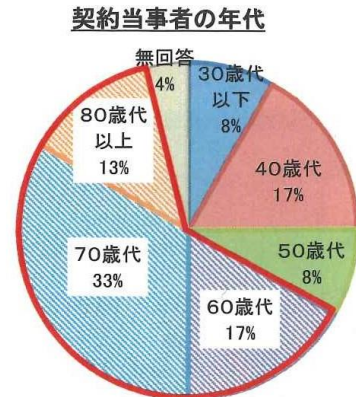
あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談センター	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号 **188** (188泣き寝入りと覚えてね)

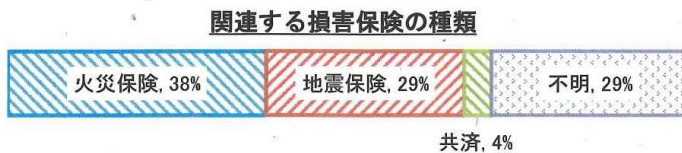
お近くの相談窓口につながります



【「保険が使えると勧誘する住宅修理」の相談データ（兵庫県内）】



※60歳以上が63%  
(2016年4月～2019年6月)



【相談事例からみる問題点】

- ①自己負担がないことを強調し、契約の内容や手数料などの説明が不十分。
  - ☞ 保険申請の手続き代行をしてくれるが、申請した保険金全額が出る保証もなく、保険金の3～4割が代行手数料として請求される。
- ②見積りと違う工事をされたり、修理内容がずさんな場合も。
  - ☞ 支払われた保険金が少ない場合、見積もり内容と違う工事になる事例もある。また、代行手数料も必要になるため修理にまわせる金額がさらに減ってしまう。
- ③保険会社にうその理由で保険請求が行われている場合も。
  - ☞ 一般的に損害保険は建物の経年劣化による損傷は補償の対象にはならないが、災害で壊れたことにして保険申請をすすめる業者もある。
- ④クーリング・オフさせない場合も。
  - クーリング・オフ** ☞ 訪問販売や電話勧誘による工事の契約は基本的にはクーリング・オフできますが、代行手数料は支払うことになっているとクーリング・オフに應じない事例もある。



国民生活センター報道資料参照

(2019年7月作成)